

“地域医療を支え育てる条例”誕生記念 「美祢市地域医療シンポジウム」開催

9月議会において、「美祢市の地域医療を支え育てる条例」が可決されました。この条例は、昨年10月に設置した美祢市地域医療推進協議会(会長 福田吉治山口大学医学部教授)で検討されてきたものです。

このような条例をつくった自治体は、県内ではもちろん初めてですが、全国でも数えるほどしかありません。

条例を制定した背景には、医療機関を受診する人が増えているにもかかわらず、お医者さんや看護師さんの数が減っている現状などがあげられますが、このままの状態が続くと市の地域医療体制が保てなくなることが予想されたからです。

市の地域医療体制を継続的に維持するためには、市民のみなさん、医療機関・薬局と市がそれぞれの役割を担うことが必要です。そして、それぞれが役割に見合った取り組みを行うことで、将来にわたって市民のみなさんが安心して医療を受けることができる体制をつくっていきたいと考えています。

現在、この条例に基づいて行うそれぞれの取り組み(アクションプラン)について検討しており平成24年度から実践していきます。本年度は、市の地域医療を考える場として、地域医療シンポジウムを開催します。

美祢市地域医療シンポジウム

開催日時 12月11日(日) 13時30分～17時

会場 市民会館大ホール

特別講演

テーマ「元気な明日のために～がんに負けない～」

講演者 仁科 亜季子氏(女優)

パネルディスカッション

テーマ「今、美祢市の地域医療を考える」

座長 福田 吉治氏

美祢市地域医療推進協議会会長
山口大学医学部地域医療学講座教授



9月議会で可決された条例の中から、市・市民・医療機関及び薬局の役割についてお知らせします。

(市の役割)

第4条 市は、市民が安心して必要な医療を受けることができるように、地域医療を支え育てる施策を推進する。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域医療を支え育てるため、次に掲げる役割を果たすことに努めるものとする。

- (1) 医療の担い手との相互の立場を尊重し、信頼関係を築くこと。
- (2) かかりつけ医及びかかりつけ薬局を持つこと。
- (3) 診療時間内にかかりつけ医を受診し、緊急の場合を除いて安易な夜間又は休日の受診は控えること。
- (4) 健康診査を積極的に受診するなど、自ら健康づくりに取り組むとともに、地域医療に関する理解を深めること。

(医療機関及び薬局の役割)

第6条 医療機関及び薬局は、地域医療を支え育てるため、次の役割を果たすことに努めるものとする。

- (1) 医療に関する必要な説明と情報提供を行い、市民との相互の立場を尊重し信頼関係を築くこと。
- (2) 市民の健康診査等、健康増進に協力すること。
- (3) 医療の担い手の確保に努めるとともに、良好な勤務環境を保持すること。
- (4) 機能分担と連携を図ること。
- (5) 市の施策に協力すること。

(市の基本的施策)

第7条 地域医療を支え育てるための市の基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 地域医療体制の充実
- (2) 県、大学、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、薬局及び市民活動団体との連携による地域医療の推進
- (3) 市民に対する地域医療に関する情報の提供
- (4) 健康増進のための施策の推進
- (5) 医療、保健及び福祉の連携を図る施策の推進

問合せ先 健康増進課(☎0837(53)0304)

平成24年度入園の園児を募集

対象 保護者が次のいずれかに該当し、保育をすることができない乳幼児（へき地保育所は除く）

- ・常に昼間、自宅外で仕事をする場合（求職活動中を含む）
- ・常に昼間、自宅内で家事以外の仕事をする場合
- ・出産前後において、保育ができない場合
- ・長期の疾病または心身に障害があり、保育ができない場合
- ・祖父母などの病人看護のため、保育ができない場合

申込期間

11月25日（金）～12月26日（月）

申込方法 各保育園または地域福祉課、各総合支所市民福祉課に備え付けの保育所入所申込書、勤務証明書などに必要事項を記入し、各保育園または地域福祉課、各総合支所市民福祉課に提出

※申込書提出後、後日面接を行いますので、その際源泉徴収票など所得税額がわかるものを持参してください。

※豊田前保育園は勤務証明書・源泉徴収票は不要です。（受入年齢は園によって異なります。）

※へき地保育所への入所はその保育園の地域に居住していることが条件になります。

問合せ先 地域福祉課

☎0837(52)52208

	保育所名	所在地	電話番号	定員	開所時間
公立	伊佐保育園	伊佐町伊佐4872	0837(52)0151	60人	7時15分～18時45分
	厚保保育園	西厚保町本郷618	0837(58)0014	60人	7時30分～18時
	大田保育園	美東町大田6225-1	08396(2)0126	60人	7時30分～18時
	真長田保育園	美東町真名472-3	08396(5)0102	45人	7時30分～18時
	秋吉保育園	秋芳町秋吉5320-1	0837(62)0505	90人	7時30分～19時
	嘉万保育園	秋芳町嘉万4607	0837(64)0601	45人	7時30分～19時
	別府保育園	秋芳町別府1956-1	0837(65)2600	45人	7時30分～19時
私立	吉則保育園	大嶺町東分2991-5	0837(52)2529	90人	7時30分～19時30分
	麦川保育園	大嶺町奥分2058-4	0837(53)2582	45人	7時00分～19時
	南大嶺保育園	大嶺町西分504-5	0837(53)0161	50人	7時30分～18時30分
	光輪保育園	大嶺町北分998-2	0837(52)0973	45人	7時00分～19時

へき地保育所

	保育所名	所在地	電話番号	定員	開所時間
公立	豊田前保育園	豊田前町麻生下10-31	0837(57)0260	35人	7時00分～18時
	赤郷保育園	美東町赤341-1	08396(2)0625	45人	7時30分～18時
	綾木保育園	美東町綾木2127-2	08396(2)0465	45人	7時30分～18時



ご存知ですか？ 国民健康保険の届け出

こんなときは、必ず14日以内に世帯主が市区町村の窓口へ届け出をしましょう。

	届け出に必要なもの	
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印かん
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった理由の証明書、印かん
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
国保をやめるとき	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書、パスポート
	他の市区町村へ転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の時は加入したことを証明するもの）、印かん
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、死亡を証明するもの、印かん
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん
その他	生活保護を受けるようになったとき	保険証、外国人登録証明書
	外国籍の人がやめるとき	保険証、年金証書、印かん
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、印かん
	市内で住所が変わったとき	保険証、印かん
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印かん
	世帯が分かれたり、いっしょになったとき	保険証、印かん
その他	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、他市区町村住民票、印かん
	保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	保険証、身分を証明するもの、印かん

問合せ先 市民課 ☎0837(52)52201